

馬頭町・小川町合併協議会

第1回協議会資料

平成 16 年 11 月 22 日

馬頭町山村開発センター

【 目 次 】

(1) 報告事項 (P1 ~ P26)

報告第 1 号 馬頭町・小川町合併協議会規約及び規程等について	P 1
馬頭町・小川町合併協議会規約	P 2
馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程	P 4
馬頭町・小川町合併協議会事務局規程	P 6
馬頭町・小川町合併協議会財務規程	P10
馬頭町・小川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する 規程	P13
馬頭町・小川町合併協議会専門部会設置要領	P14
馬頭町・小川町合併協議会分科会設置要領	P16
報告第 2 号 会長及び副会長の選任について	P19
報告第 3 号 馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領及び馬頭町・小川 町合併協議会会議録等閲覧要領について	P20
馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領	P21
馬頭町・小川町合併協議会会議録等閲覧要領	P25

(2) 議決事項 (P27 ~ P32)

議案第 1 号 馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程について	P27
議案第 2 号 平成 1 6 年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画及び歳入 歳出予算について	P30
平成 1 6 年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画 (案)	P31
平成 1 6 年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出予算 (案)	P32

(3) 協議事項 (P33 ~ P61)

協議第 1 号 合併協定書協定項目について	P33
協議第 2 号 合併の方式について (協定項目 1)	P36
協議第 3 号 合併の期日について (協定項目 2)	P41
協議第 4 号 新町の名称について (協定項目 3)	P44
協議第 5 号 新町の事務所の位置について (協定項目 4)	P48
協議第 6 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて (協定項目 6)	P53

協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定
項目7） P59

（4） その他（P62～P64）

新町建設計画策定方針について P62

合併想定スケジュール及び合併協議会開催日程について P63・P64

合併協議会へ提案する事項の分類方法について

合併協議会へ提案する事項の分類方法について、以下のとおり定義する。

報告するもの (意思決定を要しないもの)

報告事項 報告を受け、共通認識をもつ

- ・法律等により「既に決定している事項」で協議会において共通認識を要するもの

(例：協議会規約)

- ・規約、規程等により「会長が定めた事項」及び「2町の長が協議して定めた事項」

(例：調整会議規程、事務局規程、財務規程、会議傍聴要領、専門部会・分科会設置要領)

- ・調査、研究の成果等を報告する事項
- ・協議会において、報告事項として取り扱うことと認識されたもの

【提案番号の表記：報告第 号】

議決するもの (意思決定を要するもの)

議決事項 決定

- ・法令、規約、規程等の定めにより、協議会において「会議に諮り決定すべき事項」

(例：協議会会議運営規程)

- ・協議会において決定する必要がある事項

【提案番号の表記：議案第 号】

協議するもの (意思決定を要するもの)

協議事項 確認

- ・協議会規約第3条の規定により、協議会で協議し確認する事項

【提案番号の表記：協議第 号】

提案番号は最終提案時まで通し番号とし、継続協議の場合には初回に使用した番号を使用するものとする。なお、その場合、協議会に提案した回数を枝番として付する。

【提案番号の表記：協議第 号の 】

報告第 1 号

馬頭町・小川町合併協議会規約及び規程等について

馬頭町・小川町合併協議会規約及び規程等を次のとおり定めたので報告する。

- 1 馬頭町・小川町合併協議会規約
- 2 馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程
- 3 馬頭町・小川町合併協議会事務局規程
- 4 馬頭町・小川町合併協議会財務規程
- 5 馬頭町・小川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- 6 馬頭町・小川町合併協議会専門部会設置要領
- 7 馬頭町・小川町合併協議会分科会設置要領

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 馬頭町及び小川町(以下「2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、馬頭町・小川町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2町の合併に関する協議
- (2) 合併特例法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、栃木県那須郡馬頭町大字馬頭 555 番地馬頭町山村開発センター内に置く。

(組織)

第5条 協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、2町の長の協議により、第8条第1項各号に掲げる委員の中からこれを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、2町の長の協議により、前条第1項の規定により会長に選任された者を除く委員の中からこれを選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 2町の長及び助役
- (2) 2町の議長
- (3) 2町の議会が選出する議員各2名
- (4) 2町の長が協議して定めた学識経験を有する者15名

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別の規程で定める。

4 会長は、必要に応じて2町の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（調整会議）

第11条 会議に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に調整会議をおく。

2 調整会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別の規程で定める。

（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局をおく。

2 協議会の事務に従事する職員は、2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別の規程で定める。

（経費の負担）

第13条 協議会に要する経費は、2町の長が協議して負担する。

（監査）

第14条 協議会の出納の監査は、2町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別の規程で定める。

（報酬及び費用弁償）

第16条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別の規程で定める。

（協議会解散の場合の措置）

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年11月16日から施行する。

馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、馬頭町・小川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会調整会議（以下「調整会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、馬頭町・小川町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を主に所掌する。

- (1) 馬頭町・小川町合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 馬頭町・小川町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の活動の進行管理等に関すること。
- (3) その他協議会の運営全般に係る調整に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

- 2 調整会議に、議長1名、副議長1名を置く。
- 3 議長及び副議長は、委員となる者の互選による。

(会議)

第4条 調整会議の会議（以下「会議」という。）は、議長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第5条 議長は、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 議長は、調整会議の協議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、規約第12条第1項に規定する事務局において処理する。

(専門部会)

第9条 第2条第1号の提案事項に係る専門的な調査検討を行うため、調整会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第2条第1号の提案事項に係る専門的かつ詳細な調査検討を行うため、専門部会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 16 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分	委 員					
馬頭町	町長	助役	教育長	総務課長	企画情報課長	税務課長
小川町	町長	助役	収入役	教育長	総務課長	企画財政課長

馬頭町・小川町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、馬頭町・小川町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 合併準備に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項に関すること。

(組織及び分掌事務)

第3条 前条に掲げる事項を処理するため、事務局に総務班及び計画調整班を置く。

2 班の分掌事務は別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて栃木県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内(班相互間も含む。)の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、事務局長及び事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 所属職員の指揮監督
- (3) 事務局次長の補佐

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に係る基本方針の決定に関する事項
- (2) 協議会の提案する議案等の決定に関する事項
- (3) 協議会の予算及び決算に関する事項
- (4) 規程及び要領等の制定改廃に関する事項
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決)

第7条 事務局長は、前条各号に掲げるもの以外の事項について専決することができる。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(文書の取扱)

第9条 事案を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行う。

2 前項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、馬頭町の公文書の取扱いの例によるものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印のひな形、寸法、書体、管理者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の管理等は、事務局長が行う。(職員の服務)

第11条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの町の事務従事の例による。

(職員の給与等)

第12条 職員の給与等については、それぞれの職員の属する町の負担とする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班名	分掌事務
総務班	1 庶務及び会計に関すること 2 合併の諸手続きに関すること 3 協議会の会議に関すること 4 協議会の予算及び決算に関すること 5 合併に係る広報・広聴に関すること 6 合併に係る資料編さんに関すること 7 協議会の人事に関すること 8 報酬等の支給に関すること 9 国・県との連絡調整に関すること 10 その他他の班に属さないこと
計画調整班	1 合併の方式に関すること 2 合併の期日に関すること 3 新町の名称に関すること 4 新町の事務所の位置に関すること 5 財産の取扱いに関すること 6 合併特例法による特例項目に関すること 7 事務事業等の調整に関すること 9 新町建設計画に関すること 10 財政計画に関すること 11 新町の予算に関すること 12 協議会の協議資料の作成に関すること 13 合併準備に関すること 14 開庁準備に関すること

別表第2（第10条関係）

ひな形	寸法 (mm)	書体	管理者	用途	個数
馬頭町・小川町 協議会 協長印	方21	てん書	馬頭町・小川町 町合併協議 会事務局長	馬頭町・小川町 合併協議会会長 名をもって発す る文書	1

保 存 期 間
永・10・5・3・1

馬頭町・小川町合併協議会回議用紙

決 裁 区 分	1 会 長	編 集 類 目	款	項	目	細目	校 合	審 査
	2 事 務 局 長		細目					
収 受	年 月 日	合 議						
起 案	年 月 日							
決 裁	年 月 日							
発 送	年 月 日							
会 長	事 務 局 長	事 務 局 次 長	班 長					
起 案 者 馬頭町・小川町合併協議会事務局								
件 名								

馬頭町・小川町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、馬頭町・小川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、馬頭町及び小川町(以下「2町」という。)の負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに2町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算の内容等)

第4条 協議会の予算の内容は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び一時借入金とする。

2 前項の規定による歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び一時借入金並びに事故繰越及び予備費の取扱いについては、地方公共団体の例による。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(予算の流用及び充用)

第6条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長の定める銀行その他の金融機関に預け入れるものとする。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(収入及び支出の手続等)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、合議に関する手続を除き、馬頭町の例による。この場合において、馬頭町の規則又は規程その他例規(以下「規則等」という。)を準用するときは、規則等中「町長」とあるのは「会長」と、「課長等」とあるのは「事務局長」と、「収入役等」とあるのは「協議会出納員」と読み替えるものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。ただし、コンピューター処理をする場合の取扱いについては、この限りでない。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、第2条第3項の規定を準用する。

(旅費)

第11条 規約第8条、馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程第3条、馬頭町・小川町合併協議会事務局規程第4条、馬頭町・小川町合併協議会専門部会設置要領第3条及び馬頭町・小川町合併協議会分科会設置要領第3条に定める者が協議会の用務で旅行した時は、馬頭町の例により旅費を支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の財産及び契約その他財務に関し必要な事項は、馬頭町の例により、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年11月16日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日までの間における収入すべき歳入の調定及び執行すべき事務に係る費用の支出については、この規程による手続きにより、これを行うことができる。

4 会長は、前項の規定により、収入又は支出した場合には、その内容を明らかにして第1回協議会に報告しなければならない。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

馬頭町・小川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、馬頭町・小川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額、支給方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額5,000円とする。ただし、馬頭町及び小川町(以下「2町」という。)の長、助役及び議員並びに県職員その他の常勤職員(以下「2町の長等」という。)については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うため、南那須町、烏山町、馬頭町及び小川町以外の区域に出張したときの費用弁償の額は1日につき1,000円とする。ただし、2町の長等については、これを支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

馬頭町・小川町合併協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程(以下「規程」という。)第9条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会調整会議(以下「調整会議」という。)の専門部会(以下「専門部会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、調整会議の長の指示を受け、規程第2条第1号の提案事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 専門部会毎に、部会長1名及び副部会長1名を置く。

3 専門部会毎の部会長及び副部会長は、専門部会毎の会員となる者の互選による。

(職務)

第4条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、調整会議の長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

4 会議は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果を調整会議の長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、それぞれの部会長の属する町の担当部局が行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、協議会の長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年11月16日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	関係所管課長等	
	馬頭町	小川町
総務部会	総務課長 税務課長	総務課長 町民課長
企画部会	企画情報課長、会計係 CTB放送センター所長	企画財政課長 会計室長
住民生活部会	住民生活課長 環境整備対策室長	町民課長 保健福祉課長
保健福祉部会	健康福祉課長	保健福祉課長
産業部会	産業振興課長 農業委員会事務局長	産業振興課長 農業委員会事務局長
建設部会	建設課長	建設水道課長
上下水道部会	水道課長、建設課長 産業振興課長	建設水道課長
教育部会	学校教育課長 生涯学習課長	教育委員会事務局長
議会事務局部会	議会事務局長	議会事務局長

馬頭町・小川町合併協議会分科会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程（以下「規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、馬頭町・小川町合併協議会調整会議の長又は、専門部会の長（以下「専門部会長」という。）の指示を受け、規程第2条第1号の提案事項について、専門的かつ詳細に協議又は調整する。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる係等に属する者をもって組織する。

- 2 分科会毎に、分科会長1名及び副分科会長1名を置く。
- 3 分科会毎の会長及び副会長は、分科会毎の会員となる者の互選による。

(職務)

第4条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、専門部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 分科会長は、会議の議長となる。
- 3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果を専門部会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、それぞれの分科会長の属する町の担当部局が行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、協議会の長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年11月16日から施行する。

別表（第3条関係）

担当部会	分科会名	馬頭町	小川町
総務部会	人事組織分科会	行政係	人事行政係
	総務分科会	行政係	人事行政係
	選挙分科会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
	管財分科会	管財係	管財係
	管理収税分科会	管理収税係	諸税係
	住民税分科会	課税係	住民税係
	資産税分科会	課税係	資産税係
	消防交通分科会	交通消防係	消防交通係
企画部会	企画調整分科会	企画広報係 C T B 放送センター	企画調整係
	財政分科会	財政係	財政係
	会計分科会	会計係	会計係
	広報広聴分科会	企画広報係	広報統計係
	電算システム分科会	企画広報係	企画調整係
住民生活部会	住民分科会	住民年金係	戸籍住民係
	国保分科会	国保係	保険年金係
	年金分科会	住民年金係	保険年金係
	環境分科会	生活環境係 環境整備対策室	環境生活係
保健福祉部会	高齢福祉分科会	高齢福祉係	高齢福祉係
	児童福祉分科会	社会福祉係	社会福祉係
	社会福祉分科会	社会福祉係	社会福祉係
	介護保険分科会	高齢福祉係	高齢福祉係
	保健分科会	健康増進係	保健予防係
産業部会	農政分科会	農務係	農業振興係
	農業委員会分科会	農業委員会事務局	農業委員会事務局
	農村整備分科会	農林振興係	農村整備係
	商工観光分科会	商工観光係	商工観光係
建設部会	建設分科会	土木管理係	監理用地係、土木建築係
	地籍調査分科会	地籍調査係	地籍調査係
	都市計画分科会	都市計画係	企画調整係
上下水道部会	水道分科会	水道係	簡易水道係
	下水道分科会	都市計画係、農林振興係	下水道係
教育部会	学校教育分科会	学校教育係	学校教育係
	学校給食センター分科会	学校給食センター	学校給食センター

	幼稚園分科会	幼稚園	幼稚園
	社会教育分科会	社会教育係、中央公民館	生涯学習係、中央公民館
	文化分科会	社会教育係、美術館	文化係 なす風土記の丘資料館
	図書館分科会	図書館	図書室
	社会体育分科会	スポーツ振興係	生涯学習係
議会事務局部会	議会事務局分科会	総務係	庶務係、議事係

報告第2号

会長及び副会長の選任について

馬頭町・小川町合併協議会規約第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づき、会長及び副会長を選任したので次のとおり報告する。

区 分	氏 名（現職名）	備 考
会 長	川 崎 和 郎（馬頭町長）	
副 会 長	渡 辺 良 治（小川町長）	

平成16年11月22日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

報告第3号

馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領及び会議録等閲覧要領について

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程の議決に伴い、同規程第6条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領及び馬頭町・小川町合併協議会会議録等閲覧要領を次のとおり定めたので報告する。

- 1 馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領
- 2 馬頭町・小川町合併協議会会議録等閲覧要領

平成16年11月22日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程(以下「運営規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、報道を業とする者(以下「報道関係者」という。)及びその他傍聴人(以下「一般傍聴人」という。)とする。

2 会議の一般傍聴人の定員は、会長(以下「議長」という。)がその都度定める。

(傍聴人の手続)

第3条 報道関係者は、協議会の事務局において、報道関係者受付簿(様式第1号その1)に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入の上、報道関係者傍聴証(様式第2号その1)の交付を受けなければならない。

2 一般傍聴人は、協議会の事務局において、一般傍聴人受付簿(様式第1号その2)に住所及び氏名を記入の上、一般傍聴証(様式第2号その2)の交付を受けなければならない。

3 前項の規定による一般傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

4 報道関係者傍聴証及び一般傍聴証(以下「傍聴証」という。)の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴証を胸元等識別しやすい所に着用して傍聴しなければならない。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することについて議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 児童及び乳幼児。ただし、議長の許可を得た者を除く。

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
 - (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて議長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人退場)

第9条 傍聴人は、運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年11月22日から施行する。

様式第1号その1（第3条関係）

年 月 日

年 第 回 馬頭町・小川町合併協議会
報 道 関 係 者 受 付 簿

番号	報 道 機 関		傍聴しようとする者	備 考
	住 所	名 称	氏 名	

黄色紙

様式第1号その2（第3条関係）

年 月 日

年 第 回 馬頭町・小川町合併協議会
一 般 傍 聴 人 受 付 簿

番号	住 所	氏 名	備 考

白色紙

様式第2号その1（第3条関係）

報道関係者傍聴証

第 号

馬頭町・小川町合併協議会

50 mm

90 mm
(黄色紙)

様式第2号その2（第3条関係）

一般傍聴証

第 号

馬頭町・小川町合併協議会

50 mm

90 mm
(白色紙)

馬頭町・小川町合併協議会会議録等閲覧要領

(趣旨)

第1条 この要領は、馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程(以下「会議運営規程」という。)

第8条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、会議運営規程第7条に規定する会議録等の写しとする。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要な事項を記載して提出することにより行う。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局が指定する場所とし、その時間は指定する場所の執務時間内とする。

(写しの交付)

第6条 会議録等の閲覧をしようとする者が、複写機による複写の方法によりその写しの交付を希望する場合の費用は、用紙の大小に係らず1枚20円とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月22日から施行する。

議案第 1 号

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程について

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、馬頭町・小川町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は原則公開とする。ただし、出席委員の4分の3以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努める。

(会長等の責務)

第3条 会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進める。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製する。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席及び欠席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録に署名する委員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は原則公開とし、閲覧に供することにより行う。

2 前項の規定による閲覧の方法については、議長が別に定める。

(規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議の場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月22日から施行する。

議案第 2 号

平成 1 6 年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画及び歳入歳出予算に
ついて

平成 1 6 年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画及び歳入歳出予算について、別紙
のとおり提案する。

- 1 平成 1 6 年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画（案）
- 2 平成 1 6 年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出予算（案）

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画（案）

1 次の項目の協議を行うため協議会を開催する。

- (1) 合併協定項目の協議
- (2) 新町建設計画の協議
- (3) その他合併に関する協議

2 新町発足に関する事務事業を行う。

- (1) 新町建設計画策定業務
- (2) 事務事業一元化業務
- (3) その他事務事業に関する業務

3 広報広聴事業を行う。

- (1) 町広報紙への掲載依頼
- (2) 町ホームページへの掲載依頼
- (3) その他広報広聴に関する事業

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会 歳入歳出予算(案)

歳入

(単位:千円)

款	項	金額	説明
1	負担金	10,000	
	1 負担金	10,000	各町 5,000 千円
2	補助金	2,500	
	1 補助金	2,500	県合併推進支援補助金
3	諸収入	1	
	1 諸収入	1	預金利子
歳入合計		12,501	

歳出

(単位:千円)

款	項	節	金額	説明
1	運営費		4,624	
	1	会議費	752	
		1 報酬	650	協議会委員・監査委員報酬
		9 旅費	16	協議会委員等費用弁償
		11 需用費	86	開催時食糧費
	2	事務費	3,872	
		9 旅費	30	職員普通旅費
		11 需用費	1,090	事務用消耗品・燃料費・修繕料
		12 役務費	415	通信費・郵送料・手数料
		13 委託料	1,092	会議録調製委託
		14 使用料及び賃借料	1,003	会場借上料 事務機器借上料
		18 備品購入費	242	公印・電話機・マイク設備
2	事業費		7,377	
	1	事業推進費	7,377	
		11 需用費	1,182	調印式・名称募集チラシ・住民説明会パンフレット・建設計画等印刷製本
		13 委託料	6,195	建設計画策定支援・地域情報化調査研究委託・電算システム統合事前調査・例規事前調査等業務委託
3	予備費		500	
	1	予備費	500	
		1 予備費	500	
歳出合計			12,501	

協議第1号

合併協定書協定項目について

合併協定書協定項目について、別紙のとおり提案する。

平成16年11月22日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

合併協定書協定項目（案）

項目区分	整理番号	協定項目
基本4項目	1	合併の方式
	2	合併の期日
	3	新町の名称
	4	新町の事務所の位置
財産の取扱い	5	財産及び債務の取扱い
合併特例法による特例項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
	8	地方税の取扱い
	9	一般職の職員の身分の取扱い
	10	地域審議会等に関すること
その他必要項目	11	特別職の身分の取扱い
	12	条例、規則等の取扱い
	13	事務組織及び機構の取扱い
	14	一部事務組合等の取扱い
	15	使用料、手数料等の取扱い
	16	公共的団体等の取扱い
	17	補助金、交付金等の取扱い
	18	字名の取扱い
	19	慣行の取扱い
	20	国民健康保険事業の取扱い
	21	介護保険事業の取扱い
	22	消防団の取扱い
	23	行政連絡組織の取扱い
	24	電算システムの取扱い
	25	各種事務事業の取扱い
	1	地域間交流事業
	2	広報広聴関係事業
	3	ケーブルテレビ放送事業
	4	消防防災関係事業
	5	交通関係事業
	6	保健予防事業
	7	障害者福祉事業
	8	高齢者福祉事業
	9	児童福祉事業
	10	保育事業
	11	その他の福祉事業
	12	環境対策事業
	13	農林水産関係事業
	14	商工観光関係事業
	15	建設関係事業
	16	上下水道事業
	17	学校教育事業
	18	社会教育事業
	19	その他の事業
市町村建設計画	26	新町建設計画

事務事業調整方針（案）

1 調整の目的

馬頭町及び小川町（以下「2町」という。）のそれぞれの行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政のサービスや負担水準が異なっています。

合併するとした場合、これを新町の行政サービスや負担の水準に統一する必要があるため、現在実施している事務事業・制度等を比較し、住民生活に及ぼす影響などの検討を行い、一本化するための調整案を協議します。

この場合、合併のメリットについては生かし、デメリットについては解消を図る視点が大切です。

2 事務事業調整の方針

事務事業を調整するにあたっては、下記の基本的な方針に基づき調整するものとします。

(1) 一体性の確保

住民票などの各種証明書の発行や各種申請書の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体的統一処理の確保に努めるものとする。

(2) 住民福祉の向上

現在、2町で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。

(3) 負担の公平

地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

(4) 健全な財政の運営

新町の財源確保、効率的な財政運営に努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるものとする。

(5) 行政改革の推進

現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ、既定計画事業も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進するものとする。

(6) 適正規模の準拠

2町が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似の町の状況も考慮しつつ、事務事業の調整に努めるものとする。

3 基本的な考え方

調整が必要な項目の協議にあたっては、これまでの関係町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、地方分権が進む中で、今後、行政はどのようにあるべきかの視点に立ち、新町での速やかな融合一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

- (1) 2町の歴史・文化を尊重しつつ、新町において速やかな融合、一体化が図られ、合併による効果をメリットとして発揮できるよう留意する。
- (2) これまでの2町における行政運営の中で、住民に対して行った公約等は原則引き継いでいくよう留意する。
- (3) 住民福祉の向上や健全な財政運営を総合的に判断し、各調整項目は受益と負担の関係を明確にするとともに住民生活に急激な変化が生じることがないように留意する。
- (4) 単に料金や回数の格差のみでなく、行政サービスの質、対象範囲、社会情勢などを十分に考慮したうえで検討するよう留意する。
- (5) 住民生活に大きな影響のある項目については、試算等を行いながら調整するよう留意する。

協議第 2 号

合併の方式について（協定項目 1）

合併の方式について、次のとおり提案する。

那須郡馬頭町及び同郡小川町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

協議事項	1 合併の方式	関連項目	
調整の方針	那須郡馬頭町及び同郡小川町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。		

項目	新設合併（対等合併）	編入合併（吸収合併）
定義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
市町村の名称	合併市町村が全て廃止されるため、新たな名称を定める。	編入する市町村の名称となる。 ただし、合併と同時に名称の変更を行うこともできる。
事務所の位置	合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性を考慮して決定する。	編入する市町村の事務所の位置となる。
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議員の身分	原則 合併関係市町村の議員はその身分を失い、新しい市町村の定数による設置選挙を合併後50日以内に行う。	編入する市町村の議員はそのまま在任し、編入される市町村の議員は、その身分を失う。
	特例 次のいずれかによることができる。 定数特例 設置選挙により選出される議会の議員の在任に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。 在任特例 合併関係市町村の議会の議員は、全員2年以内の間在任することができる。	次のいずれかによることができる。 定数特例 編入する市町村の議会の議員の在任相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。 在任特例 編入された市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。

項 目		新 設 合 併（対等合併）	編 入 合 併（吸収合併）
農業委員会の委員の身分	原則	合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。	編入される市町村の委員は、その身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。
	特例	選挙による委員のうち、80人を超えない範囲内で、1年以内の間在任できる。	選挙による委員のうち、40人を超えない範囲内で編入する市町村の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分		市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。
特別職の取扱い		市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。
条例・規則等の取扱い		合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。
市町村建設計画		合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

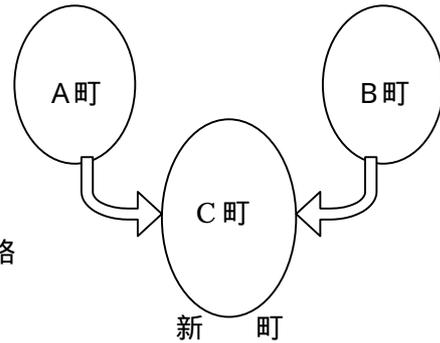
新設合併すると

○新設合併の概要

A町とB町を廃してその区域をもって
新たにC町を設置するような場合

↓

新設合併の場合、必ず市町村の法人格が消滅する
(A町とB町の法人格の消滅)とともに、新しい法人格
(C町)の発生が伴う。



○首長の身分

首長は合併と同時に失職し、新町の首長の選挙を、新町の設置の日から50日以内に実施することになる。

新たな長が選挙で決まるまでの間は、新町の行政を停滞なく執行していくため、2町長で協議して定めた者が、長の職務を暫定的に執行することとなる。

○議会議員の定数及び任期の取扱い

新設合併をした場合の議員の身分は、原則的に首長と同様に合併と同時にその身分を失い、新しい町による選挙で選任される。ただし、合併特例法による特例措置を選択することもできる。特例措置を選択するかどうかは、合併協議会で協議し2町の議会の議決が必要となる。なお、特例措置には「定数の特例」及び「在任の特例」があり、いずれかを選択することになる。また、選挙区を設けることも選択できる。

新設合併における議会議員の取扱い

地方自治法による原則	身分	合併前の議員はすべて身分を失う。
	選挙	合併後50日以内に設置選挙を行う。
	定数	法定定数(26人)
	選挙区	条例で選挙区を設けることができる。

法定定数は地方自治法に基づく人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

合併特例法による特例	定数の特例	身分	合併前の議員はすべて身分を失う。
		選挙	合併後50日以内に設置選挙を行う。
		定数	法定定数(26人)の2倍(52人)を超えない範囲で定めた定数(最初の任期のみ)
		選挙区	条例で選挙区を定めることができる。
	在任の特例	身分	合併前の2町の議会議員が、2年を超えない範囲内で在任できるが、その期間については合併協議会で協議する。
		選挙	行わない。

2町における議会議員の現況

項目	馬頭町	小川町
条例定数	18人	14人
任期	4年 平成15年5月20日～平成19年5月19日	4年 平成15年4月30日～平成19年4月29日

○一般職の職員の身分

町の法人格の消滅により当該職員は失職するが、合併特例法の規定により新しい町に身分が引き継がれることになる。合併協議会において一般職の職員を引き継ぐ旨の取り決めを行い、合併した日に町長職務執行者が、職員に対して辞令を交付することになる。

○農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

新設合併の場合は、2町の農業委員会の委員はすべてその身分を失う。ただし、合併特例法において、選挙による委員については「在任の特例」が選択できることになっている。特例を選択するかどうかは合併協議会で協議し、2町の議会の議決が必要になる。なお、選任による委員については特例措置がないため、合併後速やかに新たな委員を選出しなければならない。

新設合併における農業委員会の取扱い

区分	選挙委員			選任委員
	選出方法	定数	任期	
原則	新たに選挙	条例で定める (30人以下)	3年	新たに選任
在任特例	存続。但し、右記の定数を超えるときは、2町の選挙委員で互選。	協議により80人を超えない範囲で定めた数。	合併後1年を超えない範囲で2町の協議で定める期間。	新たに選任

2町における農業委員会委員の現況

項目	馬頭町	小川町	
委員数	合計	22人	15人
	選挙委員	16人	10人
	選任委員	6人	5人
任期	3年 平成15年7月1日～平成18年6月30日	3年 平成14年7月20日～平成17年7月19日	
面積	15,168ha	4,116ha	
農地面積	1,224ha	1,146ha	
農家戸数	1,483戸	745戸	

委員数は条例定数。選任委員の内訳は議会推薦4人(小川町は3人)、農協推薦1人、農業共済推薦1人。

面積は平成16年度版栃木県市町村要覧

農地面積および農家戸数は2000年農林業センサス

協議第 3 号

合併の期日について（協定項目 2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

<p>合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律の期限内の平成 18 年 1 月 1 日を目標とする。 なお、正式な合併の期日は、合併協定書の調印までに決定するものとする。</p>

平成 16 年 11 月 22 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

協議事項	2 合併の期日	関連項目	
調整の方針	合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律の期限内の平成18年1月1日を目標とする。 なお、正式な合併の期日は、合併協定書の調印までに決定するものとする。		

留意事項	備考
<p>合併の期日については、法令等による規定は特にないが、下記の点を考慮して決定しなければならないと考えられる。</p> <p>1 「市町村の合併の特例に関する法律」の適用期限は、平成18年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく特例措置、財政支援措置等は受けられないことになる。</p> <p>主な特例措置</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 議会議員の在任特例等（第6条、第7条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 定数の特例...法定定数の2倍を超えない範囲で定めた定数で設置選挙を行うもの（最初の任期のみ） ・ 在任の特例...合併前の2町の議会議員が引き続き在任できるもの（2年を超えない範囲） </div> <p>主な財政措置</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 地方交付税の額の算定の特例（第11条） <p>合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、毎年度、合併しなかった場合の関係市町村の普通交付税の合算額を下回らないように算定される。その後5年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。</p> * 地方債の特例（第11条の2） <p>市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充当（充当率95%）でき、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併市町村のまちづくりのための建設事業 ・ 合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積立て </div>	

留意事項

2 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。

3 期日決定のポイントとしては、上記との関連性を考慮しながら、

- * 住民との意見交換及び合意形成に要する期間
- * 住民生活への影響
- * 合併に予定される事務事業または公的行事との関係
- * 協議会の協議の進捗状況
- * 合併時の事務処理・引継ぎの利便性

などを総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましいと考えられる。

備考

先進事例
県内の状況

新市名	合併期日
那須塩原市 (黒磯市、西那須野町、塩原町)	平成17年1月1日
佐野市 (佐野市、田沼町、葛生町)	平成17年2月28日
さくら市 (氏家町、喜連川町)	平成17年3月28日
下野市 (南河内町、石橋町、国分寺町)	平成17年10月1日 (予定)
大田原市 (大田原市、黒羽町、湯津上村)	平成17年10月1日 (予定)

協議第 4 号

新町の名称について（協定項目 3）

新町の名称について、次のとおり提案する。

新町の名称については、「新町名称候補募集要領」を定め、馬頭町及び小川町の町民から名称の候補を募集し、協議会で決定する。

平成 16 年 11 月 22 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

協議事項	3 新町の名称	関連項目	
調整の方針	新町の名称については、「新町名称候補募集要領」を定め、馬頭町及び小川町の町民から名称の候補を募集し、協議会で決定する。		

留意事項	先進事例																																																
<p>1 合併に伴い2町が廃止されるため、新町の名称を新たに定める必要がある。</p> <p>2 一般的な決定方法</p> <p>○公募方式 関係町の住民又は一般から名称の候補を公募し、上位となった名称について合併議会で協議決定する。</p> <p>○アンケート方式 名称の候補を選定した上で、住民アンケート調査を実施し、上位となった名称について合併協議会で協議決定する。</p> <p>○各町持ち寄り方式 関係町が名称案を持ち寄り、合併協議会で協議決定する。</p> <p>○小委員会方式 合併協議会小委員会を設置し、名称の候補を選定し合併協議会で協議決定する。</p>	<p>《新しい名称を採用した例》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">都道府県名</th> <th style="width: 15%;">新市町名</th> <th style="width: 10%;">方式</th> <th style="width: 15%;">合併年月日</th> <th style="width: 30%;">旧市町村名</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>那須塩原市</td> <td>新設</td> <td>H17. 1. 1</td> <td>黒磯市、西那須野町、塩原町</td> <td>住民公募</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>さくら市</td> <td>新設</td> <td>H17. 3.28</td> <td>氏家町、喜連川町</td> <td>一般公募</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下野市</td> <td>新設</td> <td>H17.10. 1 (予定)</td> <td>南河内町、石橋町、国分寺町</td> <td>住民公募</td> </tr> </tbody> </table> <p>《いずれかの市町村名を採用した例》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">都道府県名</th> <th style="width: 15%;">新市町名</th> <th style="width: 10%;">方式</th> <th style="width: 15%;">合併年月日</th> <th style="width: 30%;">旧市町村名</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>佐野市</td> <td>編入</td> <td>H17. 2. 28</td> <td>佐野市、田沼町、葛生町</td> <td>編入によるため公募無</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>日光市</td> <td>新設</td> <td>H18. 3. 20 (予定)</td> <td>日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町</td> <td>一般公募</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大田原市</td> <td>編入</td> <td>H17.10. 1 (予定)</td> <td>大田原市、黒羽町、湯津上村</td> <td>編入によるため公募無</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県名	新市町名	方式	合併年月日	旧市町村名	備考		那須塩原市	新設	H17. 1. 1	黒磯市、西那須野町、塩原町	住民公募	栃木県	さくら市	新設	H17. 3.28	氏家町、喜連川町	一般公募		下野市	新設	H17.10. 1 (予定)	南河内町、石橋町、国分寺町	住民公募	都道府県名	新市町名	方式	合併年月日	旧市町村名	備考		佐野市	編入	H17. 2. 28	佐野市、田沼町、葛生町	編入によるため公募無	栃木県	日光市	新設	H18. 3. 20 (予定)	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町	一般公募		大田原市	編入	H17.10. 1 (予定)	大田原市、黒羽町、湯津上村	編入によるため公募無
	都道府県名	新市町名	方式	合併年月日	旧市町村名	備考																																											
		那須塩原市	新設	H17. 1. 1	黒磯市、西那須野町、塩原町	住民公募																																											
	栃木県	さくら市	新設	H17. 3.28	氏家町、喜連川町	一般公募																																											
		下野市	新設	H17.10. 1 (予定)	南河内町、石橋町、国分寺町	住民公募																																											
	都道府県名	新市町名	方式	合併年月日	旧市町村名	備考																																											
	佐野市	編入	H17. 2. 28	佐野市、田沼町、葛生町	編入によるため公募無																																												
栃木県	日光市	新設	H18. 3. 20 (予定)	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町	一般公募																																												
	大田原市	編入	H17.10. 1 (予定)	大田原市、黒羽町、湯津上村	編入によるため公募無																																												

新町名称候補募集要領(案)

1 目的

合併に関する住民意識の高揚と住民参加の促進を図るため、新町にふさわしい名称の候補を馬頭町及び小川町の町民から募集する。

2 募集対象者

馬頭町及び小川町の町民に限る。

3 募集の周知方法

- ・ 2町の広報紙
- ・ 2町のホームページ
- ・ 募集チラシ（各戸及び2町の主な施設への配布。）
- ・ 各情報メディアへの依頼

4 募集の方法、記載内容及び応募の制限等

(1) 募集方法

募集チラシに付いている所定の応募用紙（切り取って2町備え付けの応募箱に投函。）によるほか、官製はがき、FAX、電子メール等とする。なお、電話での応募は受け付けないこととする。

(2) 記載内容

次の事項を必ず明記する。

- ・ 住所、氏名（ふりがな）、電話番号
- ・ 新町の名称（漢字の場合は、ふりがなを付す。）
- ・ 新町の名称理由

(3) 応募の制限

- ・ 応募は1人何点でも可能とするが、同じ名称は1点限りとする。
- ・ 新町の名称は、漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組合せにより表記された読み書きが容易な名称とする。
- ・ 数字（漢数字は除く。）と外国語は使用できないこととする。（但し、外国語をひらがな、カタカナで表記する場合には、明確な理由があれば可とする。）
- ・ 公序良俗に反する名称や長すぎる名称など、名称としてふさわしくないものは、不可とする。
- ・ 「馬頭」、「小川」及び「那須南」でないものとする。（ひらがな、カタカナも同様とする。）

(4) 新町の名称の留意事項

新町の名称の応募にあたっては、次の条件を1つ以上満たすこととする。

2町が地理的にイメージできる名称

- 2 町の特徴を表す名称
- 2 町の歴史・文化にちなんだ名称
- 新町を対外的にアピールできる名称
- 住民の理想・願いにちなんだ名称
- その他新町としてふさわしい名称

(5) 応募作品の補作

応募された名称をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じ補作できるものとする。この場合、あくまで原案の趣旨を損なわない範囲とする。

5 募集期間

平成16年12月1日(水)から平成16年12月28日(火)までとする。

但し、郵送の場合は、当日消印有効とする。

6 表彰

新町の名称として採用された作品の応募者に対して、開町式典等において表彰する。

7 新町名称決定のお知らせ

合併協議会における選定の経過及び結果を各町広報紙、ホームページ等に掲載する。

8 応募作品の取扱い

- ・応募のあった名称の中に、新町名としてふさわしい名称がなかった場合には、合併協議会等独自の検討案を挙げることができるものとする。
- ・応募された名称ごとの数は、新町の名称選定において、単に、参考に留めるものとする。
- ・応募された作品の一切の権利は、合併協議会を構成する馬頭町、小川町に帰属するものとする。
- ・同じ読みの名称であっても、漢字、ひらがな等で表記が異なる場合には、別作品とみなすものとする。
- ・応募作品は返却しないものとする。

9 応募先

- ・馬頭町・小川町合併協議会事務局

〒324-0613

那須郡馬頭町大字馬頭555番地 馬頭町山村開発センター内

TEL 0287-92-8001

FAX 0287-92-3039

E mail:gappei@town.bato.tochigi.jp

協議第 5 号

新町の事務所の位置について（協定項目 4）

新町の事務所の位置について、次のとおり提案する。

- 1．新町の事務所の位置は、栃木県那須郡馬頭町大字馬頭 4 0 9 番地（現馬頭町役場）とする。
- 2．現在の小川町役場は、当面、総合支所として位置付ける。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

協議事項	4 新町の事務所の位置	関連項目	
調整の方針	1. 新町の事務所の位置は、栃木県那須郡馬頭町大字馬頭409番地（現馬頭町役場）とする。 2. 現在の小川町役場は、当面、総合支所として位置付ける。		

留意事項	備考
<p>1 事務所の位置に関する法令 条例で事務所の位置を定めることが義務づけられている。 （地方自治法第4条第1項）</p> <p>・新設合併の場合、すべての合併関係町の法人格が消滅するため、合併後の新町の事務所の位置を決定しておく必要がある。 事務所の位置を定めるにあたっては、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払うこと」とされている。（地方自治法第4条第2項） 支所、出張所は条例により設けることができることとなっている。 （地方自治法第155条第1項）</p>	<p>【地方自治法（昭和22年法律第67号）】 （地方公共団体の事務所の設定又は変更）</p> <p>第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するにあつては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</p> <p>3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p>（支庁・地方事務所・支所等の設置）</p> <p>第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p> <p>【用語解説】</p> <p><支所> 市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。</p> <p><出張所> 住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向がなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。</p>

留 意 事 項	備 考																			
<p>2 新町の事務所の位置及び庁舎方式の基本的な考え方の点を留意し検討する必要がある。 既存の庁舎の現況の把握 ・施設の規模 ・位置 ・庁舎内の職員数 交通事情、住民の利便性への考慮 地域経済への影響 事務組織及び機構とのかかわり</p> <p>3 先進事例による事務所の位置の決定方法 合併協議会で協議、調整する方法。 合併協議会に小委員会を設置し、協議、調整し、協議会で決定する方法。</p>	<p>【庁舎の方式】</p> <table border="1" data-bbox="1050 288 2085 1321"> <thead> <tr> <th data-bbox="1055 292 1120 373">方式</th> <th data-bbox="1124 292 1482 373">内 容</th> <th data-bbox="1487 292 1783 373">メリット</th> <th data-bbox="1787 292 2080 373">デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1055 376 1120 651">本庁方式</td> <td data-bbox="1124 376 1482 651"> <ul style="list-style-type: none"> ・2町の機能組織を1つの庁舎（本庁）に集約する。 ・本庁舎以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。 </td> <td data-bbox="1487 376 1783 651"> <ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化が、図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象は強い。 ・既存施設を本庁舎として利用する場合、建設費が抑制でき、財政的な負担が少ない。 </td> <td data-bbox="1787 376 2080 651"> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に新庁舎を建設したした場合、莫大な費用がかかり、財政的な負担が大きい。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 654 1120 928">分庁方式</td> <td data-bbox="1124 654 1482 928"> <ul style="list-style-type: none"> ・2町の既存の庁舎に行政機能をもたせて振り分けて利用する。 （例） 総務・企画部門・福祉・環境部門 A 役場 産業・建設部門・教育部門 B 役場 </td> <td data-bbox="1487 654 1783 928"> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を利用するため、費用が改装費程度で済み、財政的な負担が少ない。 </td> <td data-bbox="1787 654 2080 928"> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民に対する周知が必要となる。 ・管理部門も分散するため事務執行上は非効率である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 932 1120 1318">総合支所方式</td> <td data-bbox="1124 932 1482 1318"> <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門や事務局部門を除き、2町の既存の庁舎における行政機能をそのまま残す。 （例） 管理部門 A 役場 総合支所 A 役場、B 役場 管理部門（総務、企画、財政等） 事務局部門 （議会、教育委員会、選挙管理委員会等） </td> <td data-bbox="1487 932 1783 1318"> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や職員にとっても現状に近く、住民サービスの提供に対する影響も最小限ですむ。 </td> <td data-bbox="1787 932 2080 1318"> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数が現状と同程度必要となり、合併による事務の効率化が図られない。 ・新町の一体感に欠ける面もある。 </td> </tr> </tbody> </table>				方式	内 容	メリット	デメリット	本庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ・2町の機能組織を1つの庁舎（本庁）に集約する。 ・本庁舎以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化が、図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象は強い。 ・既存施設を本庁舎として利用する場合、建設費が抑制でき、財政的な負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に新庁舎を建設したした場合、莫大な費用がかかり、財政的な負担が大きい。 	分庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ・2町の既存の庁舎に行政機能をもたせて振り分けて利用する。 （例） 総務・企画部門・福祉・環境部門 A 役場 産業・建設部門・教育部門 B 役場	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を利用するため、費用が改装費程度で済み、財政的な負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民に対する周知が必要となる。 ・管理部門も分散するため事務執行上は非効率である。 	総合支所方式	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門や事務局部門を除き、2町の既存の庁舎における行政機能をそのまま残す。 （例） 管理部門 A 役場 総合支所 A 役場、B 役場 管理部門（総務、企画、財政等） 事務局部門 （議会、教育委員会、選挙管理委員会等）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や職員にとっても現状に近く、住民サービスの提供に対する影響も最小限ですむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数が現状と同程度必要となり、合併による事務の効率化が図られない。 ・新町の一体感に欠ける面もある。
方式	内 容	メリット	デメリット																	
本庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ・2町の機能組織を1つの庁舎（本庁）に集約する。 ・本庁舎以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化が、図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象は強い。 ・既存施設を本庁舎として利用する場合、建設費が抑制でき、財政的な負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に新庁舎を建設したした場合、莫大な費用がかかり、財政的な負担が大きい。 																	
分庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ・2町の既存の庁舎に行政機能をもたせて振り分けて利用する。 （例） 総務・企画部門・福祉・環境部門 A 役場 産業・建設部門・教育部門 B 役場	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を利用するため、費用が改装費程度で済み、財政的な負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民に対する周知が必要となる。 ・管理部門も分散するため事務執行上は非効率である。 																	
総合支所方式	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門や事務局部門を除き、2町の既存の庁舎における行政機能をそのまま残す。 （例） 管理部門 A 役場 総合支所 A 役場、B 役場 管理部門（総務、企画、財政等） 事務局部門 （議会、教育委員会、選挙管理委員会等）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や職員にとっても現状に近く、住民サービスの提供に対する影響も最小限ですむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数が現状と同程度必要となり、合併による事務の効率化が図られない。 ・新町の一体感に欠ける面もある。 																	

本庁舎の現況

馬頭町

小川町

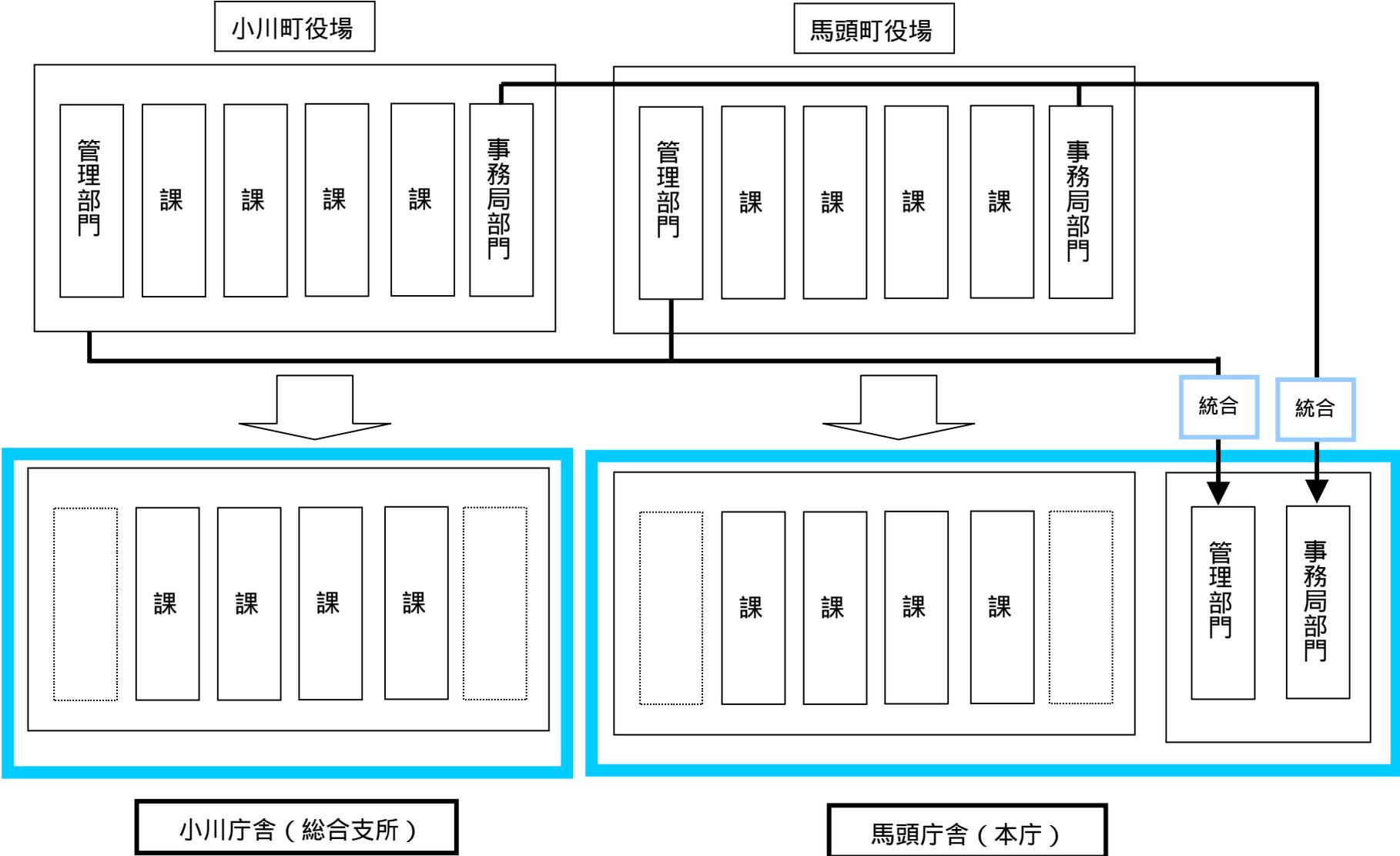
馬頭町役場

- ・住所
馬頭町大字馬頭 409
- ・構造
鉄筋コンクリート造 2 階
- ・延床面積
1, 5 0 3 m²
- ・敷地面積
2, 1 8 0 m²
- ・竣工
昭和 3 4 年
- ・一般駐車場
2 0 台
- ・職員駐車場 (借地)
1 0 0 台
- ・公用車駐車場 (2 箇所)
2 8 台
- ・庁舎内職員数
8 6 人
- ・会議室の数 1
- ・議場の状況
議席数 18 席
議員控室

小川町役場

- ・住所
小川町大字小川 2814 - 1
- ・構造
鉄筋コンクリート造 3 階
- ・延床面積
1, 3 8 2 m²
- ・敷地面積
2, 4 9 0 m²
- ・竣工
昭和 4 4 年
- ・一般駐車場 (3 箇所)
9 0 台
- ・公用車駐車場 (借地)
3 0 台
- ・庁舎内職員数
7 0 人
- ・会議室の数 1
- ・議場の状況
議席数 14 席 (施設は 18 席)
議員控室

新町における本庁及び総合支所のイメージ図



協議第 6 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

--

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 議会事務局 分科会名 議会事務局

協議事項	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	関連項目	
調整の方針			

項目	現 況		調整の具体的内容
	馬 頭 町	小 川 町	
定 数	法定定数 22人 (地方自治法第91条第2項) 条例定数 18人 現 員 18人 (参考) 平成12年国勢調査人口 13,831人	法定定数 18人 (地方自治法第91条第2項) 条例定数 14人 現 員 14人 (参考) 平成12年国勢調査人口 7,168人	
任 期	4年 平成15年5月20日から平成19年5月19日まで	4年 平成15年4月30日から平成19年4月29日まで	
議員報酬	議 長 月額 320,000円 副議長 月額 250,000円 議 員 月額 220,000円 期末手当 6月 議員報酬×1.15×100分の160 12月 議員報酬×1.15×100分の170	議 長 月額 290,000円 副議長 月額 210,000円 議 員 月額 190,000円 期末手当 6月 議員報酬×1.15×100分の160 12月 議員報酬×1.15×100分の170	

議会の議員の定数及び任期の取扱いに係る選択肢

区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法を適用する場合	
		定数に関する特例（合併特例法第6条）	在任に関する特例（合併特例法第7条）
合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
任 期	設置選挙（注）の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙（注）の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議により定める期間。
定 数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 法定数（地方自治法第91条第2項） 人口2万人以上の町 26人 人口＝官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口 （地方自治法第254条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を決することができる。 2倍を超えない範囲の定数 人口2万人以上の町は26人であるので、 $26 \times 2 = 52$ 人以下 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第6条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
選 挙 期 日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。
補欠選挙の適用	有	有	無
選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）		

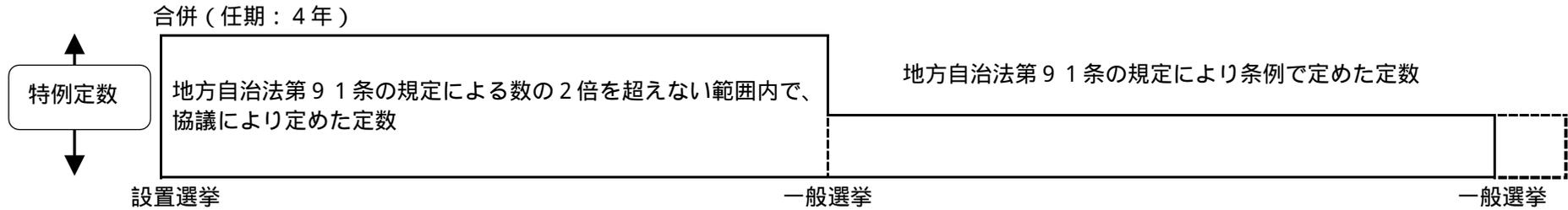
（注）設置選挙：新たに市町村の設置があった際に設置の日から50日以内に行なう選挙のことで、在任特例を適用した場合は行われない。

議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

1 定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

法制度



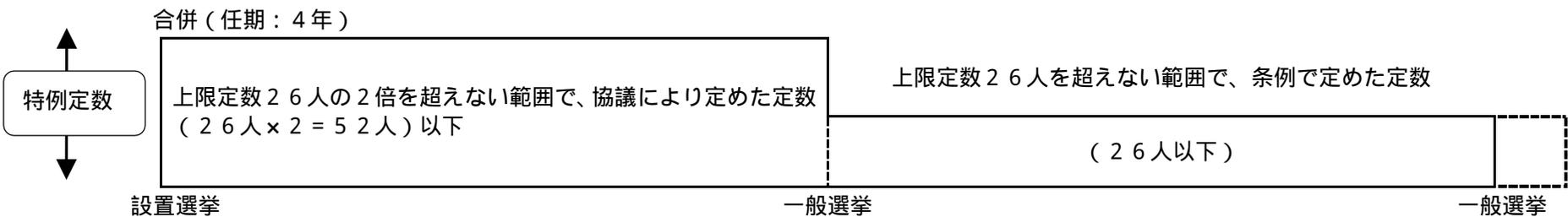
新町において適用する場合

2町の人口（平成12年国勢調査）

馬頭町 13,831人

小川町 7,168人

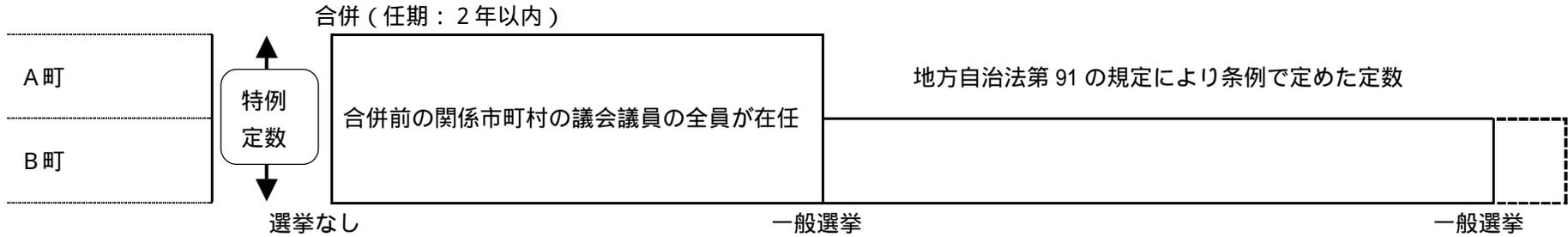
計 20,999人 【地方自治法第91条の上限定数（人口2万人以上の町） 26人】



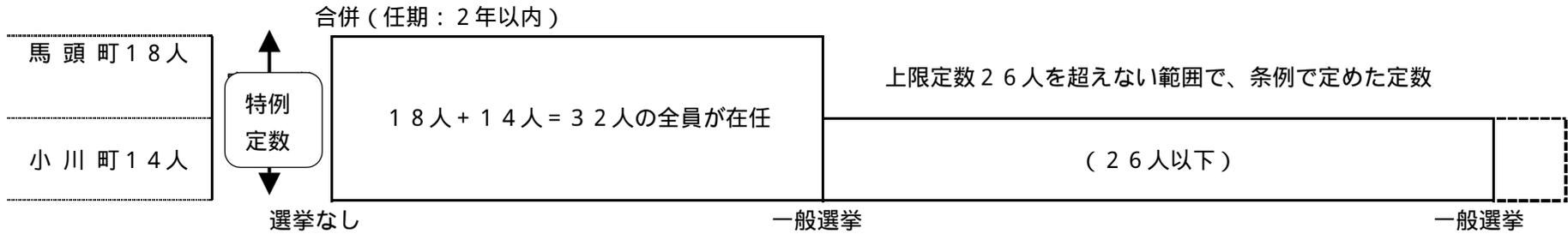
2 在任特例（合併特例法第7条第1項）

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

法制度



新町において適用する場合



議会議員の合併特例法適用状況(新設合併のみ)

【県内の状況】

合併協議会名	構成市町村数	構成市町村人口 (H12国調)	新市町村名	合併(予定)期 日	原則・定数 ・在任の別	在任特例の 場合の期間	定数特例の 場合の特例 期間	現議員数 (合併前)	法上限数	定数 (特例後)	選挙区設置 の別
佐野市・田沼町・葛生町合併協議会	3	125,671	佐野市	17. 2.28	原則			64	34	32	
黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会	3	110,828	那須塩原市	17. 1. 1	在任	4ヶ月		62	34	32	
氏家町・喜連川町合併協議会	2	40,030	さくら市	17. 3 .28	在任	1年9ヶ月		38	26	24	
南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会	3	57,447	下野市	17.10. 1	在任	7ヶ月		54	30	24	

協議第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

--

平成16年11月22日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 産業 分科会名 農業委員会

協議事項	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関連項目	
調整の方針			

項目	現 況		調整の具体的内容
	馬 頭 町	小 川 町	
区域面積 (平成16年度版栃木県市町村要覧)	15,168 ha	4,116 ha	
農地面積 (2000年農林業センサス)	1,224 ha	1,146 ha	
任期	3年 平成15年7月1日から平成18年6月30日まで	3年 平成14年7月20日から平成17年7月19日まで	
定数	委員数 22人 選挙による委員 16人 (現委員数 16人) 選任委員 6人 (議会推薦4人、農協推薦1人 農業共済組合推薦1人)	委員数 15人 選挙による委員 10人 (現委員数 10人) 選任委員 5人 (議会推薦3人、農協推薦1人 農業共済組合推薦1人)	
委員報酬	会長 年額 250,000円 職務代理者 年額 210,000円 委員 年額 200,000円	会長 年額 241,000円 職務代理者 年額 199,000円 委員 年額 189,000円	
選挙人名簿登載登録者数(H16.3.31現在)	3,487人	2,161人	

市町村合併に伴う農業委員会の取扱い（新設合併の場合）

区 分	選挙による委員			選任委員	根拠法令
	選出方法	定数	任期		
原 則	新たに選挙 (合併関係市町村の農業委員会は廃止され、合併の日から50日以内に設置による一般選挙が行われる。)	条例で定める数 (30人以下)	3年	新たに選任	農委法第3条第1項 公選法第33条第3項
在任特例 (在任特例期間経過後は、原則に戻る。)	新市町村の委員として存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙による委員全員で互選	協議により80人を超えない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項第1号及び第2号

農委法：農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） 公選法：公職選挙法（昭和25年法律第100号）
 合併特例法：市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

県内の状況

合併協議会名	構成市町村数	構成市町村人口（H12国調）	新市町村名	合併（予定）期日	原則・定数・在任の別	在任特例の場合の期間	定数特例の場合の特例期間	農業委員数（合併前）	法上限数	選挙による委員の定数（特例後）	選挙区設置の別
佐野市・田沼町・葛生町合併協議会	3	125,671	佐野市	17.2.28	在任	5ヶ月		選挙 4 選任 8 合計 12	30	20	設置
黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会	3	110,828	那須塩原市	17.1.1	在任	7ヶ月		選挙 5 選任 1 合計 6	30	30	設置
氏家町・喜連川町合併協議会	2	40,030	さくら市	17.3.28	在任	4ヶ月		選挙 3 選任 3 合計 6	30	23	設置
南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会	3	57,447	下野市	17.10.1	在任	1年		選挙 4 選任 2 合計 6	30	21	設置

新町建設計画の策定方針(案)

1. 計画の策定趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律(以下「特例法」)第5条の規定に基づき、馬頭町及び小川町の2町合併による新たなまちづくりの基本方向を示すものとして策定する。

2. 計画の役割

本計画は、新町のマスタープランとして機能する役割を有する。また、本計画の策定は、特例法に基づく様々な財政支援措置を受けるための前提条件ともなっている。

3. 計画の位置付け

本計画は、2町の振興計画との整合性を図ることを基本としつつ、2町の速やかな一体性の確立及び均衡ある発展に資する施策を盛り込むものとする。

なお、具体的にまちづくりの方針や施策を定めることとなる振興計画は、本計画の趣旨や内容を振興計画に極力反映させることとし、新町に策定を委ねることとする。

4. 計画の構成

本計画は、合併後のまちづくりを考えるにあたり考慮すべきこと、合併にあたっての主要課題、新町におけるまちづくりの基本方針、主要施策、公共施設の統合整備及び財政の見通しを中心として構成する。

5. 計画の期間

本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヶ年間とする。

6. 計画策定の目標期間

- ・新町建設計画(素案) 協議会設置時から平成16年11月末まで
- ・新町建設計画(案) 素案の提案時から平成17年2月下旬まで

7. 計画の策定体制

合併協議会の組織である企画部会が他の部会と連携を図りながら策定する。

8. 備考

本計画の策定にあたっては、策定期間の短縮を図るため、業務の一部委託や南那須地区合併協議会が作成したデータや資料を極力活用することとする。

馬頭町・小川町合併想定スケジュール(案)

知事への合併申請までのスケジュール

年度 区分	平成16年度																
	11月			12月			1月			2月			3月				
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
2町議会		2町法定協議会設置議決												2町合併議決			
合併協議会	協議会設置			第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	合併協議会の開催			第6回	第7回	第8回	第9回		
				協定項目の協議					新町名称決定					合併協定調印			
				新町名称募集要領確認					新町名称募集								
				建設計画素案策定					建設計画素案提案					建設計画確認			
									建設計画県下協議・事前協議					建設計画県本協議			
									住民説明会								
	協議会設置届出														知事へ合併申請		
栃木県																	

平成16年度 馬頭町・小川町合併協議会開催予定

開催日	曜日	時 間	会 議 名	会 場	備 考
11月22日	月	午後1時30分 ～午後5時	第1回協議会	馬頭町山村開発センター	
12月3日	金	午後1時30分 ～午後5時	第2回協議会	農協会館「グリーンパル」	
12月16日	木	午後1時30分 ～午後5時	第3回協議会	馬頭町山村開発センター	
1月6日	木	午後1時30分 ～午後5時	第4回協議会	馬頭町山村開発センター	
1月19日	水	午後1時30分 ～午後5時	第5回協議会	馬頭町山村開発センター	
2月3日	木	午後1時30分 ～午後5時	第6回協議会	馬頭町山村開発センター	
2月17日	木	午後1時30分 ～午後5時	第7回協議会	農協会館「グリーンパル」	
3月3日	木	午後1時30分 ～午後5時	第8回協議会	農協会館「グリーンパル」	
3月24日	木	午後1時30分 ～午後5時	第9回協議会	馬頭町山村開発センター	

馬頭町山村開発センター 馬頭町馬頭555 Tel : 92-8001 (合併協議会事務局)

農協会館「グリーンパル」 馬頭町馬頭142-6 Tel : 92-2711